

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

AI Contact

8

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

7月の出来事

- 8月から雇用保険の「基本手当日額」が変更
- 療養補償の対象となる業務上疾病として、胆管がんなど 21 疾病の追加を提言
- 海外派遣者など、労災保険特別加入者の給付基礎日額の上限を 2 万 5000 円に引き上げ
- 厚生労働省が「イクメン企業アワード 2013」を開催

8月の話題

- 年休算定基礎となる「全労働日」に解雇無効確定後に復職するまでの不就労日を含む旨の通知発出
- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し重点的な監督指導を実施
- 元郵便局員の解雇無効 札幌地裁
- 中小企業支援サイト「ミラサポ」の開設



東京都文京区 「小石川後楽園」 (2012.9 撮影：三倉)



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル 4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

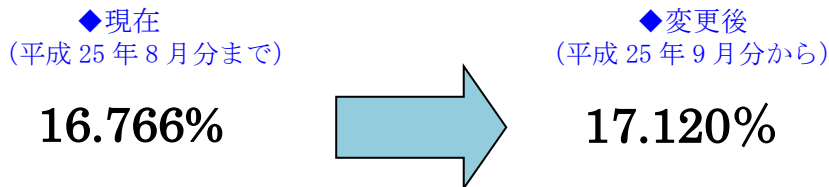
URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

新着トピックス

①【厚生年金保険】平成25年9月分から厚生年金保険料率が上がります

平成16年の法律改正により、厚生年金保険料率は平成29年9月まで毎年9月に段階的に引き上げられます。それに伴い、平成25年9月分からの保険料率は、下記のように変わります。

■平成25年9月分から平成26年8月分までの厚生年金保険料率



*例) 標準報酬月額が300千円の方は、ひと月1,062円(労使折半)増額となります。

②【労務】2013年度の最低賃金14円引き上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、2013年度の最低賃金の引き上げ目安を全国平均で14円とすること決定しました。今回の上げ幅は、早期のデフレ脱却には所得の底上げが欠かせないと政府の意向を受けた形です。今回の目安を基に今後、各都道府県の地方審議会が地域別の実額を決め、改定後の最低賃金は10月ごろから適用されます。

■答申のポイント

1. ランク(注1)ごとの目安、乖離解消額の目安及び乖離解消期間の見直し

各都道府県の目安については、下記(1)の金額とするが、地域別最低賃金額が生活保護水準(注2)を下回っている地域については、それぞれ下記(1)の金額と下記(2)の金額とを比較して大きい方の金額とする。

- (1) ランクごとの引上げ額は、Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円(昨年はAランク5円、B～Dランク4円)。
(2) 最低賃金額が生活保護水準を下回っている(以下「乖離額」という。)11都道府県(北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫及び広島)については、次の<1>又は<2>を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額とする。

<1> 昨年度から乖離の残っていた6都道府県(北海道、宮城、東京、神奈川、大阪、広島)については、原則として今年度乖離額を解消するのが適当と考える。ただし、北海道については、乖離解消額については、乖離額を今年度に解消した場合の額を原則としつつ、乖離額÷2(注3)で得た金額も踏まえ、できるだけ速やかな解消に向けた審議を行う。

<2> 5府県(注4)(青森、埼玉、千葉、京都、兵庫)については、原則として、乖離額÷各地方最低賃金審議会が定める予定解消期間の年数(原則として2年以内でできるだけ速やかに)で得た金額

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	12円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	10円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	10円

2. 地方最低賃金審議会の自主性発揮、審議の際の留意点

地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、中央最低賃金審議会の見解を十分に参酌され、かつ、同審議会の資料を活用されることを希望する。なお、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、地方最低賃金審議会が自主性を発揮すること及び全国的な整合性の確保の観点から、目安を十分参酌されることを強く期待する。

今後は、各地方最低賃金審議会でも、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。なお、答申に示された考え方を踏まえ、仮定を置いて機械的に試算した場合、今年度の目安が示した引上げ額の**全国加重平均は14円**(昨年は7円)になります。

『業務上のケガは労災保険を2』

- 労働者災害補償保険法第14条 休業補償給付 -

「仕事中に思いがけずケガをしてしまった場合、賃金はどうになってしまうのだろう…」誰しもが気になる部分ではないかと思います。不安はひとつひとつ解決していきましょう。

前回に続き今月も増田社長は岡田社労士と話っています。労災により休業する際の賃金はどうしたらいいのでしょうか。ちょっとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長:平成24年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士:働き盛りの35歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田:「さて、引き続きよろしくお願ひします。労災の場合はアルバイトだとしても働いていない日に賃金を出さないといけないんですか？」



岡田:「そうなんです。仕事が原因のケガであるため、使用者の責めに帰すべし事由とみなされますので、平均賃金の60%以上を手当として支払う必要があります」

増田:「『平均賃金』とはなんですか？」

岡田:「平均賃金はいろいろな場面に用いられるもので」

事由が発生した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った金額のことで、(アルバイトやパートのように、賃金が日額や出来高給で決められ労働日数が少ない場合、労働した日数に60/100をかけ、より金額の高い方が平均賃金とされます)

増田:「なるほど。羽糸くんは8月にケガをしたんだから、5・6・7月に羽糸くんに支払った賃金の総額(150,000円 交通費支給なし)を実際の労働日数(36日)で割ってさらに60/100を掛けた値か、総額を総日数(92日)で割った値を比べるんだね?ということは、ざっくり計算してみると① $150,000 \div 36 \times (60/100) = 2,499.99$ と② $150,000 \div 92 = 1,630.43$ とを比べて高い方だから、今回は2,499.99円の60%以上を支給するってことかな?」

岡田:「そのとおりです!」

増田:「でも、この60%以上を会社がこれから治るまでずーっと支払い続けなきゃいけないの?」

岡田:「いえいえ、労災で働けなくなったときには、本人は労災保険で『休業補償給付』というものが受け取れます。そちらだと平均賃金の80%相当額が本人に支給されます」

休業補償給付…労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働できないために賃金を受けない日の第4日目から、平均賃金の100分の60に相当する額が支給されます。また、社会復帰促進等事業の一環として、平均賃金の100分の20が特別支給金が追加して支給されます。(労働者災害補償保険法第14条・特別支給金支給規則3条)

岡田:「制度上、休みははじめの3日間(*労災があった日を原則1日目とカウント)は給付が下りないことになってるんです。だから『休業補償給付』を利用するとしても、労働によって従業員がケガをした責任は会社にあるんだから、少なくともその最初の3日間は会社で平均賃金の60%以上の賃金を会社は従業員に補償なきゃいけませんよ!って規定されているんです」

増田:「なるほどねえ。その3日間っていうのは忘れないようにしないと…。じゃあまとめると、はじめの3日間は平均賃金の60%以上を会社が支払うけど、その後は労災保険で80%カバーされるってことだね!」

岡田:「そのとおりです。ちなみに休業補償を申請する場合、書類上にお医者さんの証明が必要ですので、ご注意ください」

増田:「お医者さんの証明ね。なるほど、また何かわからないことがあったらお願いします」

岡田:「もちろんです!非常に細かいことが多い部分ですので、何かありましたらお気軽にご連絡ください」



★ここがポイント!

■労災による休職は「死傷病報告」の提出を!!

労災により休職を余儀なくされた方がいる場合、会社はすみやかに労働基準監督署に報告書(死傷病報告)を提出しましょう。(労働者安全衛生規則97条)

死傷病報告を故意に提出しないもしくは虚偽の内容の報告をした場合には、労災かくしとみなされ、罰則が適用されて厳しく処罰されてしまう可能性があります。

*通勤災害による場合は、提出は不要です。
労災が発生したらお早めに当所へご連絡ください!

■休業補償給付はケガ・病気が治癒するまで補償

労災の休業補償は、健康保険の傷病手当金のように1年半までというように補償期間に定めがなく、ケガや病気が治癒するまで補償されます。

ただし、ここでいう「治癒」というのは、完治ではなく、これ以上症状が回復の改善しない状態を指します。治癒すると、休業補償は終了しますが、一定の障害が残ると新たな給付(障害補償給付)が受けられます。



8月も下旬になり徐々に残暑も和らいできまして、今年のプロ野球も佳境に入って参りました。セ・リーグは、圧倒的な戦力を持つ球団と大型補強を行った球団が2強を形成し、残りの4チームがクライマックスシリーズ最後のイスをかけて争っています。8月25日現在、中国地方の赤い軍団が有利な状況ですが、最後までもつれそうですね。

パ・リーグは、東北地方の球団が快進撃を続けています。開幕からの連勝の日本記録を更新し続けている田中投手は本当に凄いなと思います。ひょっとしたらこのまま無敗でシーズンを終えるのではないのでしょうかねえ…。残りのチームは善戦していますが中々抜け出せません。3位までのクライマックスシリーズにどのチームが出場するのか、最後まで見逃せません。

今年の夏の甲子園は、群馬県代表の前橋育英高校が初出場で初優勝という快挙を成し遂げて熱い闘いにピリオドを打ちました。大会序盤に前年優勝校や春の優勝校が早々と姿を消したり、準決勝まで東北勢が2校残るなど見応えのある大会だったように感じます。

9月の第1・2土曜日には年に一度の「東京都社会保険労務士会野球大会」が開催されます。

昨年優勝の渋谷支部ですので、「絶対に負けられない闘い」を制して勝利の美酒に酔えるよう頑張りたいと思います！ 榎本



やさいのちから

【とうもろこし - 玉蜀 - Corn】

原産はメキシコから中米と言われていて、米や麦と同じように重要な作物です。夏の砂浜で、焼けた醤油の香ばしい香りにそそられた方も多いことでしょう。

とうもろこしは、**ひげ(実はめしべ)が茶色で多いものほどおいしい**とされています。粒の数だけひげがあることになるので、ふさふさしているものほど実がぎっしりということ。

また、収穫と同時に食べるのがよいとされています。これは、とうもろこし自体が生きている証拠で、自分が生きるために必要なエネルギーに自分の糖分を使うためなんだそうです。

品種や新鮮さにもよりますが、多めの水から茹でて、沸騰してから3分から5分茹でるのがおいしいとされているようです。

とうもろこし (撮影：榎本)



からだのふしぎ

【歯周病】

歯を失う原因は、今は虫歯ではなく「**歯周病**」からくることが多いようです。**プラーク**とよばれる歯についての膜が歯と歯肉の間に入っていく、それが歯茎に炎症が起きる原因となり、そこに白血球が集まるために出血も起きやすくなるというもの。

これが進行してしまうと、**歯周炎**や**歯槽膿漏**となってしまいます。さらに進むと、歯を支えきれなくなって抜け落ちてしまうことにもなります。

このプラークとよばれる膜を歯磨きだけで取ることは難しく、固まってしまうと**歯石**になり、歯医者さんでガリガリと除去してもらうことになります。

とはいえ、基本は**ブラッシング**。タバコも歯肉の血行を悪くしますので、禁煙を。あとは**よくかんで食べる**ことが予防対策にはいいようです。



編集好機

先日、富士山の麓で行われる「富士総合火力演習(通称：そうかえん)」を観てきました。

日本での国防である自衛隊の隊員たちによる、日ごろの成果を見せる場面です。戦車や装甲車、戦闘ヘリコプターなど、数多くの実演がありました。実弾での演習なので、それはもうかなりの迫力でした。

砲弾の正確さ、着弾までの時間、どれをとっても緻密に計算されたシステムで、かなりの訓練を要するのだろうと感慨深く見学させていただきました。

各地の部隊からも多くの隊員たちが見学にきていて、また間接的にかかわる隊員たちの動きもとても小気味よく、観ていて清々しい気分でした。

実弾の迫力を感じながら思ったことは、これを使って争いを起こしてはいけないこと。有事というものは人が人の命を奪うことであるので、こんな武器を使ってはいけないんだと強く感じました。

まだまだ世界では争い事が絶えません。それに、過去のことでのそれぞれの思いが交錯してか、国通しの交渉にも支障をきたしてしまいます。

演習は感動しましたが、争いはダメですね。そう感じた「そうかえん」でした。

文責：福島

